令和2年度

水管理·国土保全局関係 予 算 決 定 概 要

令和元年 12 月 国土交通省 水管理·国土保全局

令和2年度予算の基本方針

基本方針

令和元年の台風第19号や昨年7月の豪雨など、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や、切迫する大規模地震に対し、人命を守るとともに壊滅的な社会経済的被害を回避し、将来にわたり安全で活力のある地域をつくるため、以下により、新たな技術を最大限活用しながら、整備効果の高いハード対策と住民目線のソフト対策を総動員し、『水防災意識社会』の再構築を推進

- 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた「**事前防災対策」の加速化**
- 令和元年台風第 19 号等の**自然災害に対する改良復旧による再度災害防止**
- ・ 地域の基幹的防災インフラの老朽化に対する計画的な修繕・更新
- ・住民主体の避難行動のための情報提供の充実
- 多様な主体と連携した<u>防災・減災 Society5.0 社会の実現</u>
- ・ 水辺空間や良好な自然環境を中心とした賑わいの創出、観光振興
- ・**「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」**の着実な実施

予算の規模

〇一般会計予算

11.400億円

一般公共事業費 10,935 億円 災害復旧関係費 455 億円 行政経費 10 億円

〇東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管) 577億円

予算の内訳

〇一般会計予算

単位:	億円
-----	----

事	項	令和2年度	値	年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費		10,935		10,569	1.03
		(8,961)		(8,628)	(1.04)
治山治ス	治水	10,371		10,153	1.02
		(8,414)		(8,221)	(1.02)
治	عاد	10,193		9,973	1.02
<i>i</i> —	小	水 (8,266)		(8,075)	(1.02)
海	岸	178		180	0.99
/##	Æ	(148)		(146)	(1.02)
住宅都市環境整備		267		260	1.03
		(251)		(250)	(1.00)
都市水環境整備		267		260	1.03
		(251)		(250)	(1.00)
下 2	火 道	297		156	1.90
災害復旧関係費		<514> _{*2}		<513> _{*2}	<1.00> _{*2}
		455		424	1.07
行政経費		10		10	0.98
合 計	11,400		11,003	1.04	
	<u> </u>	(9,426)		(9,062)	(1.04)

- ※1 () 書きは、3か年緊急対策のための臨時・特別措置を除いた額
- ※2 <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分等を含む
- ※3 上記計数には、個別補助化に伴う増分324億円を含む

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備 18,015 億円 (うち臨時・特別の措置 2,890 億円) がある。)

〇東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管) 単位: 億円

事	項	令和2年度	前	年 度	対前年度 倍 率
復	IB	564		1,208	0.47
復	興	13		36	0.36
合	計	577		1,244	0.46

(上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興) 1,198 億円がある。)

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

(上記計数には、消費税率引き上げに伴う影響額を含む。)

主要項目

治水事業等関係費

- 1. 防災意識社会への転換の加速化 [7,194億円] (うち、臨時・特別の措置1,973億円)
 - (1) 気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた「**事前防災対策」の加速化** 「5,312 億円」 (うち、臨時・特別の措置 1,748 億円)

令和元年度台風第19号等で甚大な被害が発生するなど、気候変動により頻発・激甚化する 水害・土砂災害等に対する安全度の向上を図るため、土地利用規制等も含めたソフト対策と連 携しながら、**事前防災対策を重点的に実施する**。

(2) 住民主体の避難行動のための情報提供の充実

[5.312 億円] (うち、臨時・特別の措置 1,748 億円) の内数

令和元年度台風第19号等の教訓を踏まえ、河川の水位や画像情報などの**情報の充実を図る**とともに、関係者等と連携しながら、**住民自らの避難行動につながる情報の提供を推進する**。

(3) 令和元年台風第 19 号等の**自然災害に対する改良復旧による再度災害防止** [1,882 億円] (うち、臨時・特別の措置 226 億円)

激甚な水害・土砂災害の発生や床上浸水が頻発し、人命被害や国民の生活に大きな支障が生じた地域等において、**改良復旧により集中的に再度災害防止対策を実施**する。

2. 地域の基幹的防災インフラの老朽化に対する計画的な修繕・更新 [2,178 億円]

維持更新コストの最小化に向け、長寿命化計画に基づく「予防保全型」の維持管理へ転換するとともに、無動力化や遠隔操作化による省人化、新技術を活用した管理の高度化を推進する。

3. 水意識社会への展開(水辺空間の賑わいの創出等) [89년

[89億円]

魅力ある水辺空間や良好な自然環境の創出等の地域活性化、観光振興等に貢献する取 組を推進する。

下水道事業関係費

[297億円]

令和元年度台風第19号等を踏まえ、大規模な雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保、河川事業と連携した内水対策を推進するとともに、戦略的なアセットマネジメント、ICTの活用や施設の集約化等による広域化・共同化等を推進する。

※上記以外に、省全体で社会資本総合整備18,015億円(うち臨時・特別の措置2,890億円)、工事諸費等がある。

東日本大震災からの復旧・復興関係費

[577 億円]

復旧・復興を加速するため、旧北上川等において、河川・海岸堤防の復旧や耐震対策等を推進する。

※上記以外に、省全体で社会資本総合整備(復興)1,198億円がある。

新規事項

新規制度等

<利水ダムも含めた既設ダムの徹底活用>

1. 利水ダムの事前放流に伴う補填制度の創設

利水ダムにおいて事前放流を行う際、利水者の損失リスクの軽減を図り、治水協力を促進 する観点から、**利水者に対し特別の負担を求める場合における損失の補填制度を創設**する。

2. 利水ダムの放流設備等改造に対する補助制度の創設

利水ダムの治水協力を促進するため、利水者が事前放流を行うために実施する**放流設備** 改造等に対し、補助する制度を創設する。

3. ダム再生計画策定事業の充実(社会資本総合整備)

都道府県がより効果的なダム再生計画を策定するために、ダム再生計画策定事業の**対象** ダムの範囲を追加する等、制度の充実を図る。

4. ダム再生事業における発電の補償制度の拡充

ダム再生事業の実施に際し、発電量の減少を極力防止するため、**他ダム(水系の異なる場合も含む)において同等の発電機能を確保する現物補償の導入促進**を図る。

<計画的・集中的な整備の推進>

1. 個別補助事業制度の拡充

台風第19号等の災害を踏まえ、地方公共団体が実施する事業について、**計画的・集中的な整備により効果の早期発現を図るための個別補助事業を拡充**する。

[主な拡充内容]

- ・本川支川の合流点などの危険性が特に高い区間における集中的な河道掘削
- 大規模な砂防事業・火山砂防事業・地すべり対策事業
- ・高度経済成長期等に整備してきた大規模施設の更新・改良(河川・砂防・海岸)
- し・雨水処理を担う大規模な下水道施設の設置・改築

くまちづくりと一体となった防災・減災対策>

1. 防災集団移転促進事業の拡充

都市局予算

山間狭隘部等の河川沿川に点在する小集落等の移転と立地抑制を促進する観点から、 要件(戸数:10 戸以上)を緩和するなどにより、「防災集団移転促進事業」を拡充する。

<災害復旧・改良復旧制度の拡充>

1. 豪雨に伴うダムへの堆砂に対する災害復旧事業による除去対象の拡充

異常豪雨の頻発化に対し、将来にわたりダムの洪水調節機能を確実に発揮させるため、 災害復旧制度で実施できる堆砂除去の対象範囲を、事前放流に必要な容量まで拡充する。

2. 災害関連緊急事業による砂防堰堤新設等と一体的な捕捉空間の確保

砂防災害関連緊急事業等において、砂防堰堤の新設もしくは嵩上げと一体的な計画に 基づき、**既設砂防堰堤背面を掘削し、土砂・流木を捕捉するために必要な空間を確保**す る。

3. 土石流等による二次災害防止に向けた災害関連緊急事業の運用改善

土石流等が発生した渓流における二次災害防止について、より早期に安全を確保するため、 災害関連緊急事業を迅速に工事着手できるよう、本申請に先立って部分的な申請を認める 運用を導入する。

4. 海岸施設の再度災害防止のための災害関連事業(直轄海岸)の創設

直轄海岸事業を実施している海岸において、原形復旧のみでは再度災害防止として十分な効果が期待できない場合に、改良復旧を可能とする「災害関連事業」を新たに創設する。

<下水道事業の持続性の向上>

1. 下水道広域化推進総合事業の拡充(社会資本総合整備)

施設の老朽化や人口減少が進行する中、広域化・共同化による事業運営の効率化をより一層推進するため、下水道広域化推進総合事業について、し尿処理場から下水道への接続管渠等の整備を交付対象に追加する拡充を行う。

<リノベーションプロジェクト>

1. 「下水道リノベーション推進総合事業」の創設(社会資本総合整備)

処理場等を地域のエネルギー供給拠点や防災拠点等に再生する下水道リノベーションを 推進するため、「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」を改称して新たに「下水道リノ ベーション推進総合事業」を創設し、交付対象に防災拠点化に必要な施設整備の追加等を 行う。

新規事業

(1) 藤原・奈良俣再編ダム再生事業(群馬県)

藤原ダムの利水容量と奈良俣ダムの洪水調節容量の振替等による治水機能の増強を行う 藤原・奈良俣再編ダム再生事業を建設事業へ移行する。

(2) 大町ダム等再編事業(長野県)

大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムの容量振替、堆砂対策による治水機能の増強を行う 大町ダム等再編事業を建設事業へ移行する。

(3) 九頭竜川上流ダム再生事業(福井県)

九頭竜川上流の既設ダムを有効活用することにより、治水機能の増強を行う九頭竜川上流ダム再生事業に直轄事業として新規着手(実施計画調査)する。

(4) 旭川中上流ダム再生事業(岡山県)

旭川ダムの放流機能の増強等により治水機能の増強を行う旭川中上流ダム再生事業に直轄事業として新規着手(実施計画調査)する。

(5) 小見野々ダム再生事業(徳島県)

小見野々ダムの移設により治水機能の増強を行う小見野々ダム再生事業に直轄事業として 新規着手(実施計画調査)する。